

令和5年第12回茂原市教育委員会会議（11月臨時会）日程

日時：令和5年11月8日（水）9時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第2号 茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

（報告事項）

1 茂原市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱の報告について

4 その他

5 閉会宣言

議案第 1 号

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定する
よう市長に申し入れることについて

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

令和 5 年 1 1 月 8 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和47年茂原市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表茂原市中央公民館の項を削る。

第 6 条第 1 項中「茂原市中央公民館に」を削る。

別表中央公民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 施設の老朽化による利用者の安全確保や、水害に伴う施設の維持管理が困難なため、中央公民館を廃止するものです。

茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				現 行			
(名称及び位置) 第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第3条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
茂原市本納公民館		茂原市本納1741番地 1		茂原市中央公民館		茂原市茂原101番地	
茂原市鶴枝公民館		茂原市上永吉1012番地		茂原市本納公民館		茂原市本納1741番地 1	
2 (略)				2 (略)			
(公民館運営審議会) 第6条 法第29条第1項の規定により、茂原市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、第3条に規定するそれぞれの公民館は、審議会を共有するものとする。				(公民館運営審議会) 第6条 法第29条第1項の規定により、 <u>茂原市中央公民館</u> に茂原市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置き、第3条に規定するそれぞれの公民館は、審議会を共有するものとする。			
2・3 (略)				2・3 (略)			
別表（第10条）				別表（第10条）			
区分		午前8時30分から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき	区分		午前8時30分から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
本納公民館	多目的ホール	840	1,020	中央公民館	大会議室	550	660
					小会議室	270	330

改正後				現 行			
	会議室	330	390		研修室	270	330
	研修室	270	330		調理室	660	790
	調理室	660	790		講座室	440	520
	音楽室・プレイルーム	610	730		ギャラリー	440	—
	冷暖房料	使用料の3割の額			冷暖房料	使用料の3割の額	
(略)				本納公 民館	多目的ホール	840	1,020
					会議室	330	390
					研修室	270	330
					調理室	660	790
					音楽室・プレイルーム	610	730
					冷暖房料	使用料の3割の額	
					(略)		

附 則 (令和5年〇月〇日茂原市条例第〇号)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

茂原市中央公民館の廃止について

1 中央公民館の現状及び廃止検討の経緯

中央公民館は、昭和 42 年築で老朽化が著しく、茂原市公共施設等総合管理計画第 1 次及び第 2 次アクションプランにおいて、施設の存続、廃止を検討することとしている。現在まで施設を維持管理してきたが、令和元年及び本年 9 月の大雨により床上浸水等で大きく被災した。今後も水害により施設への大きな被害が想定されること、また、施設は本年度で 56 年が経過し、壁コンクリートの剥離、空調配管等の腐食や雨漏りなど老朽化も著しく進んでいることから、今後、利用者の安全確保や、施設の維持管理が困難なため、施設の廃止を検討する。

【老朽化の状況】

①建築基準法に基づく特定建築物の定期調査報告(指摘事項)

- ・外壁のひび割れ
- ・鉄筋の露出、爆裂
- ・コンクリートの落下
- ・屋上防水層の劣化
- ・空調屋外配管腐食
- など

②消防法に基づく防火対象物の検査(指摘事項)

- ・各部屋を仕切るアコーディオンカーテンの改修

※現在、臨時休館中であり、条例可決後は早期の取り壊しを検討する。

2 水害における被害状況

- 浸水被害: 床上 20 cm
- 空調室外機
- メーター立管ガス漏れ
- ガラス破損

3 施設の利用者状況

27 団体の自主グループ	50%
自主グループ以外の定期利用団体	35%
市・教育関係等	15%

※自主グループ及び定期利用団体に施設廃止を説明し、概ね了承を得ている。

また、廃止後の自主グループ等の活動場所についても概ね確保されている。

4 廃止の理由

施設の老朽化による利用者の安全確保や、水害に伴う施設の維持管理が困難なため、令和 5 年度末にて中央公民館を廃止する。

議案第 2 号

茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れます。

令和 5 年 1 1 月 8 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例

茂原市市民体育館条例（昭和57年茂原市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 大体育室の部中「1, 8 0 0」を「3, 0 0 0」に、「1, 2 0 0」を「2, 0 0 0」に、「8 9 0」を「1, 5 0 0」に、「6, 0 3 0」を「1 0, 0 0 0」に、「2 4, 2 0 0」を「4 0, 0 0 0」に改める。

別表第 2 中「バトミントン」を「バドミントン」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用許可に係る市民体育館の使用料については、なお従前の例による。

提案理由 市民体育館大体育室に空調設備を設置したことに伴い、空調設備の稼働

等により維持管理費が増加することから、負担の公平性を確保するため、大体育室の使用料を改正するものです。

茂原市市民体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					現 行					
別表第1（第7条） 1 専用使用料					別表第1（第7条） 1 専用使用料					
施設名	種別			1時間当たり	施設名	種別			1時間当たり	
大体育室	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	一般	<u>3,000</u>	大体育室	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	一般	<u>1,800</u>	
			高校生	<u>2,000</u>				高校生	<u>1,200</u>	
			中学生以下	<u>1,500</u>				中学生以下	<u>890</u>	
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	<u>10,000</u>		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	<u>6,030</u>				
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場 合			<u>10,000</u>	大体育室	入場料等を徴収する場 合	アマチュアスポーツに使用する場 合		
アマチュアスポーツ以外に使用す る場合			<u>40,000</u>	アマチュアスポーツ以外に使用す る場合				<u>24,200</u>		
(略)					(略)					
別表第2（第7条） 器具使用料					別表第2（第7条） 器具使用料					
種別	単位	区分	使用料		種別	単位	区分	使用料		
バレーボール	一面（台）一	1回	110		バレーボール	一面（台）一	1回	110		

改正後				現 行			
バスケットボール	式		230	バスケットボール	式		230
卓球			110	卓球			110
庭球			110	庭球			110
バドミントン			110	バドミントン			110
(略)				(略)			

附 則（令和5年〇月〇日茂原市条例第〇号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用許可に係る市民体育館の使用料については、なお従前の例による。

受益者負担相当額算出資料

1. 受益者負担相当額の算定方式

$$1 \text{ m}^2 \text{ 1 時間当たりの原価} \times \text{貸出面積} \times \text{受益者負担割合}$$

2. 受益者負担相当額

施設名	①面積	②現行料金	③受益者負担相当額	④現行対比
a.大体育室	1,829 m ²	1,800 円	5,943 円	3.30 倍
b.卓球場・剣道場・柔道場・弓道場	1,453 m ²	各 1,200 円	各 1,180 円	0.98 倍
c.貸出面積合計	3,433.2 m ²			

3. 受益者負担割合相当額の根拠

施設名	1 m ² 1時間当たりの原価			×貸出面積	×受益者負担割合	=受益者負担割合相当額
	年間経費	÷貸出総面積	÷貸出可能時間※			
a.大体育室	96,108,296 円	3,433.2 m ²	4,308 時間	1,829.0 m ²	50%	5,943 円
b.卓球場・剣道場・柔道場・弓道場	96,108,296 円	3,433.2 m ²	4,308 時間	1,453.0 m ²	50%	1,180 円

※貸出可能時間 = (359日) 年間開館日数 × (12時間) 開館時間/日

※卓球場・剣道場・柔道場・弓道場については4部屋あるため最後に4で除する

4. 年間経費（令和5年度決算見込みベース）

①項目	②金額	③備考
a.人件費	21,393,200 円	正職2名 会計年度フル1名 パート1名
b.需用費	25,413,000 円	消耗品費・医薬材料費・光熱水費
c.役務費	211,000 円	電話料・手数料
d.委託料	16,255,770 円	各種委託料
e.使用料及び賃借料	669,900 円	機械借上げ料
f.備品購入費	0 円	
g.その他	55,000 円	原材料費
h.維持補修費	1,500,000 円	修繕料・改築分を除く工事請負費
i.減価償却費	30,610,426 円	建築費と耐用年数から算出
j.公債費利子	0 円	償還終了
k.合計	96,108,296 円	

5. 受益者負担割合

必要性（個人の価値観や嗜好によって必要性が異なるか）市場性（民間による提供が可能か）を考慮し、受益者負担部分を以下のとおりとし、体育館の割合についてはC区分とした。

- 【A】 大半の市民が必要とし、民間では提供が困難な施設 0%
- 【B】 大半の市民が必要とし、民間でも提供が可能な施設 50%
- 【C】 人によって必要性が異なり、民間では提供が困難な施設 50%
- 【D】 人によって必要性が異なり、民間でも提供が可能な施設 75%

※受益者負担相当額については、ここ数年で公共施設使用料の見直しを行った他市（流山市、鎌ヶ谷市等15市）を参考とし算出。

他市との使用料比較（大体育室）

冷暖房料込施設平均 3,997円

※参考 全施設平均 5,577円

1 茂原市市民体育館大体育室料金

	施設名	自治体	①体育館使用料	②冷暖房使用料	③合計
	茂原市市民体育館	茂原市	1,800円		1,800円
	茂原市市民体育館（改定案）	茂原市	3,000円		3,000円

2 同規模他施設（使用料に冷暖房使用料を含む施設）

番号	施設名	自治体	①体育館使用料	②冷暖房使用料	③合計
1	塩浜市民体育館	市川市	4,950円	0円	4,950円
2	八日市場ドーム	匝瑳市	4,400円	0円	4,400円
3	国府台体育館	市川市	4,380円	0円	4,380円
4	バルドラール浦安アリーナ	浦安市	4,290円	0円	4,290円
5	旭市総合体育館	旭市	4,000円	0円	4,000円
6	八千代市民体育館	八千代市	1,964円	0円	1,964円
冷暖房料込施設平均					3,997円

3 同規模他施設（使用料と冷暖房使用料が別々の施設）

番号	施設名	自治体	①体育館使用料	②冷暖房使用料	③合計
1	キッコーマンアリーナ	流山市	6,260円	3,220円	9,480円
2	東金アリーナ	東金市	2,750円	5,500円	8,250円
3	沼南体育館	柏市	2,650円	5,350円	8,000円
4	佐倉市民体育館	佐倉市	1,650円	5,500円	7,150円
5	総合スポーツセンター	千葉市	4,000円	3,020円	7,020円
6	中台体育館	成田市	2,710円	3,250円	5,960円
7	大網白里アリーナ	大網白里市	1,570円	4,190円	5,760円
8	中央体育館	柏市	2,650円	1,800円	4,450円
9	銚子市民体育館	銚子市	2,400円	1,200円	3,600円
冷暖房料別料金施設平均			2,960円	3,670円	6,630円

※冷暖房のある同規模体育館のみ抽出

※1時間単位で利用できない施設の場合、1時間相当の値段として計算

議案第3号

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
制定するよう市長に申し入れることについて

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するよう市長に申し入れます。

令和5年11月8日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和60年茂原市条例第14号）の一
部を次のように改正する。

第2条の表茂原市東部台文化会館の項中「1丁目7番地の15」を「1丁目7番地1
5」に改める。

別表第3 スポーツ・レクリエーションの項中「1,100円」を「1,800円」に、
「550円」を「900円」に改め、同表スポーツ・レクリエーション以外の項中「8,
800円」を「14,000円」に改め、同表入場料を徴収する場合の項中「22,000
円」を「37,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の使用許可に係る東部台文化会館の使用料については、なお従
前の例による。

提案理由 東部台文化会館体育センターに空調設備を設置することに伴い、空調設備の稼働等により維持管理費が増加することから、負担の公平性を確保するため、体育センターの使用料を改正するものです。

茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			現 行		
(名称及び位置) 第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称		位置	名称		位置
茂原市東部台文化会館		茂原市東部台1丁目7番地15	茂原市東部台文化会館		茂原市東部台1丁目7番地の15
別表第3 (第9条)			別表第3 (第9条)		
使用区分	単位及び金額	1時間当たり	使用区分	単位及び金額	1時間当たり
スポーツ・レクリエーション	2時間を単位として <u>1,800</u> 円	<u>900</u> 円	スポーツ・レクリエーション	2時間を単位として <u>1,100</u> 円	<u>550</u> 円
スポーツ・レクリエーション以外	1回につき <u>14,000</u> 円		スポーツ・レクリエーション以外	1回につき <u>8,800</u> 円	
入場料を徴収する場合	1回につき <u>37,000</u> 円		入場料を徴収する場合	1回につき <u>22,000</u> 円	

附 則 (令和5年〇月〇日茂原市条例第〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の使用許可に係る東部台文化会館の使用料については、なお従前の例による。

受益者負担相当額算出資料

1. 受益者負担相当額の算定方式

$1 \text{ m}^2 1 \text{ 時間あたりの原価} \times \text{貸出面積} \times \text{受益者負担割合} \times \text{貸出単位}$

2. 受益者負担相当額

施設名	①面積	②現行料金	③受益者負担相当額	④現行対比
a.体育センター	879 m ²	1,100 円	10,798 円	9.82倍
b.体育センター以外の貸出施設	971 m ²	—	—	—
c.貸出面積合計	1,850 m ²			

3. 受益者負担割合相当額の根拠

施設名	1 m ² 1時間あたりの原価			× 貸出面積	× 受益者負担割合	× 貸出単位	=受益者負担割合相当額
	年間経費	÷ 貸出総面積	÷ 貸出可能時間※				
a.体育センター	95,722,275 円	1,850.0 m ²	4,212 時間	879.0 m ²	50%	2 時間	10,798 円

※貸出可能時間 = (351日) 年間開館日数 × (12時間) 開館時間/日

4. 年間経費（令和 5 年度決算見込みベース）

①項目	②金額	③備考
a.人件費	31,533,000 円	正職3名 会計年度フル2名 パート1名
b.需用費	19,021,000 円	消耗品費・燃料費・光熱水費
c.役務費	201,700 円	電話料・手数料
d.委託料	16,947,000 円	各種委託料
e.使用料及び賃借料	172,000 円	機械借上げ料
f.備品購入費	0 円	
g.その他	0 円	
h.維持補修費	4,443,320 円	修繕料・改築分を除く工事請負費
i.減価償却費	23,404,255 円	建築費と耐用年数から算出
j.公債費利子	0 円	償還終了
k.合計	95,722,275 円	

5. 受益者負担割合

必需性（個人の価値観や嗜好によって必要性が異なるか）市場性（民間による提供が可能か）を考慮し、受益者負担部分を以下のとおりとし、体育館の割合についてはC区分とした。

- 【A】 大半の市民が必要とし、民間では提供が困難な施設 0 %
- 【B】 大半の市民が必要とし、民間でも提供が可能な施設 5 0 %
- 【C】 人によって必需性が異なり、民間では提供が困難な施設 5 0 %
- 【D】 人によって必需性が異なり、民間でも提供が可能な施設 7 5 %

※受益者負担相当額については、ここ数年で公共施設使用料の見直しを行った他市（流山市、鎌ヶ谷市等 1 5 市）を参考とし算出。

他市との使用料比較（類似の広さの体育施設）

冷暖房料込施設平均 2,530円

※参考 全施設平均 5,924円

1 東部台部文化会館体育センター料金

	施設名	自治体	①体育館使用料	②冷暖房使用料	③合計
	東部台文化会館体育センター	茂原市	1,100円		1,100円
	東部台文化会館体育センター(改定案)	茂原市	1,800円		1,800円

2 同規模他施設（使用料に冷暖房使用料を含む施設）

番号	施設名	自治体	①体育館使用料	②冷暖房使用料	③合計
1	土気あすみが丘プラザ体育館	千葉市	2,300円	0円	2,300円
2	四街道総合体育館	四街道市	1,390円	0円	1,390円
3	八日市場ドーム	匝瑳市	2,200円	0円	2,200円
4	旭市総合体育館	旭市	3,000円	0円	3,000円
5	松山下公園総合体育館	印西市	2,860円	0円	2,860円
6	バルドラル浦安アリーナ	浦安市	3,430円	0円	3,430円
冷暖房料込施設平均					2,530円

3 同規模他施設（使用料と冷暖房使用料が別々の施設）

番号	施設名	自治体	①体育館使用料	②冷暖房使用料	③合計
1	大網白里アリーナ	大網白里市	1,040円	2,090円	3,130円
2	東金アリーナ	東金市	1,360円	5,760円	7,120円
3	千葉ポートアリーナ	千葉市	3,160円	13,200円	16,360円
4	千葉公園総合体育館	千葉市	2,300円	2,640円	4,940円
5	船橋アリーナ	船橋市	5,280円	11,000円	16,280円
6	キッコーマンアリーナ	流山市	5,660円	2,420円	8,080円
冷暖房料別料金施設平均			3,133円	6,185円	9,318円

※冷暖房のある同規模体育館のみ抽出

※2時間単位で利用できない施設の場合、2時間相当の値段として計算